

夕張市財政再生計画の変更 (令和2年6月)の概要

- 本年5月19日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、令和2年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針等については変更はない。

I 経過

- R 2. 6. 9 夕張市議会が財政再生計画の変更の議決
- 〃 夕張市長が総務大臣宛の財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を北海道知事に提出
- 〃 北海道知事が意見を付して財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を総務大臣に提出

II 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 感染症緊急経済対策支援（＋35百万円）

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的損失が大きい飲食関連事業者を中心とした市内事業者に対する支援を行うとともに、テイクアウト等への業態変更の取組みを行う事業者に対して当該経費の一部を補助するための経費を計上するもの。

(財源) 一般財源 35百万円

(2) 児童生徒情報化促進事業（＋28百万円）

小中学校における情報化促進のため、小中学校の児童生徒全員にタブレットを配置するとともに、情報通信ネットワーク環境整備を行う経費を計上するもの。

(財源) 国支出金 16百万円

幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 12百万円

※ 変更に必要な一般財源については、財政調整基金繰入金により対応。

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増（＋３０百万円）、繰入金の増（＋８０百万円）、その他の増（＋３百万円）により１１３百万円の増

(2) 歳出

物件費の増（＋４１百万円）、扶助費の増（＋０百万円）、建設事業費の増（＋５百万円）、繰出金の増（＋１２百万円）、その他の増（＋５５百万円）により１１３百万円の増

(参考) 歳入・歳出の全体像

【一般会計】

(令和2年度予算)

(単位: 百万円)

区 分		変更前	変更後	増減額	主な内容
歳入	地 方 税	893	893	—	
	地方譲与税	47	47	—	
	地方交付税	4,821	4,821	—	
	国・道支出金	2,345	2,375	30	公立学校情報化関係補助金【国】+16 社会保障・税番号制度番号カード交付事業費補助金【国】+5 低所得者保険料軽減負担金【国】+6 低所得者保険料軽減負担金【道】+3
	繰 入 金	861	941	80	財政調整基金繰入金 +46 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 +34
	地 方 債	1,069	1,069	—	
	そ の 他	913	915	3	夕張まちづくり寄附金 +3
	合 計	10,947	11,060	113	
歳出	人 件 費	1,224	1,224	—	
	物 件 費	1,216	1,257	41	児童生徒情報化促進事業 +28 ふるさと納税システム等利用料 +7
	維持補修費	285	285	—	
	扶 助 費	1,421	1,421	0	通学定期券購入 +0
	建設事業費	1,144	1,149	5	火葬場改修 +5
	公 債 費	3,435	3,435	—	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰 出 金	832	844	12	介護保険事業会計繰出金 +12
	そ の 他	1,390	1,445	55	感染症緊急経済対策支援 +35 幸福の黄色いハンカチ基金助成 +9 通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金 +5
	合 計	10,947	11,060	113	

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない場合がある。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

参考 1

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
- ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

早期健全化基準

実質赤字比率	道府県：3.75% 市町村：11.25%～15%
連結実質赤字比率	道府県：8.75% 市町村：16.25%～20%
実質公債費比率	25%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%

資金不足比率
（公営企業ごと）

20%

経営健全化基準

財政再生基準

道府県：5% 市町村：20%
道府県：15% 市町村：30%

35%

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

3年間（平成21年度から平成23年度）の経過的な基準（都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%）を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

（健全財政）

（財政悪化）

財政再生計画同意基準（平成二十一年総務省告示第百九十七号）**第一 総括的事項****一 同意基準の策定方針等**

- 1 財政再生計画同意基準（以下「本基準」という。）は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 10 条第 2 項の規定に基づき、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況にある地方公共団体が、計画的な財政の健全化を図る観点から定めるものとする。
- 2 本基準は、地方公共団体が地域における行政の実施及びその財政の運営にあたり法令上遵守すべき事項に留意し定めるものとする。

二 その他

- 1 財政再生計画の同意に関する地方自治法第 250 条の 3 第 1 項に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議から同意まで、おおむね 1 ヶ月とする。
- 2 本基準における用語の使用については、法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成 20 年総務省令第 8 号）の例による。
- 3 本基準のほか、財政再生計画の同意にあたり必要な事項は別に定めるものとする。

第二 同意基準

総務大臣は、財政再生計画について協議を受けた場合には、法の規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、この同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

また、財政再生計画の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏まえ、審査を行うものとする。

一 計画策定方針

- 1 財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果が公正妥当なものであること。
- 2 実質赤字額がある場合にあっては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復する計画であること。
- 3 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあっては、それぞれの比率を早期健全化基準未満とする計画であること。
- 4 再生振替特例債を起こす場合にあっては、当該再生振替特例債の償還を完了する計画であること。
- 5 財政再生計画の達成に必要な各会計ごとの取組が明らかにされているものであること。

二 計画期間

財政の再生を図るため必要な最小限度の期間内であること。

三 歳入

- 1 あらゆる資料に基づき正確にその財源を捕そくし、かつ、経済の現実に即応してその収入を算定し、計画に計上しているものであること。
- 2 計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳入を見込むものであること。

四 歳出

- 1 法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定し、計画に計上しているものであること。
- 2 計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳出を見込むものであること。
- 3 計画期間が財政の再生を図るために必要な最小限度のものとなるように、必要かつ最少の限度の歳出を見込むものであること。

第三 財政再生計画の変更の同意基準

総務大臣は、同意を得ている財政再生計画を変更するための協議を受けた場合には、法の規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、第二に定める同意基準のほか、この財政再生計画の変更の同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

また、財政再生計画の変更の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏まえ、審査を行うものとする。

一 変更の事由等

- 1 財政再生計画の策定に際して予想することが困難であった事情が発生し、既に同意を得ている財政再生計画による財政の再生が困難であり、その変更がやむを得ない場合であること。
- 2 法第10条第6項ただし書の規定に基づく協議を受けた場合にあっては、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的余裕がなかったものであること。

二 財政再生計画の変更方針

- 1 財政の再生に支障を来すものでないこと。
- 2 必要最小限度の変更であり、財源の増加を理由としていたずらに財政規模を拡大させるものではないこと。
- 3 大規模な災害等による特別の場合を除き、原則として、計画期間の延長を伴うものではないこと。